

令和8年度 出身校等における学校インターンシップ実施要項

宮城県教育委員会

1 目的

宮城県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校での教員を志す学生が、出身校等において教職員の職務を体験することで、学校や教職員の職務内容の理解と職業観の育成を行い、大学等での学習意欲の向上につなげるとともに、採用時に求められる資質能力の養成に大学等と連携して取り組むことを目的とする。

2 対象

学校インターンシップの対象者（以下「対象者」という。）は、国内の大学、短期大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学（科目等履修生を含む。）し、小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の普通免許状、養護教諭の普通免許状又は栄養教諭の普通免許状を取得しようとする者で、宮城県教育委員会の教員を志す者とする。

3 期間等

- (1) 期間は、原則として連続する5日以内とする。なお、土曜日、日曜日、休日等を挟む場合は、これらを挟んで活動日の合計を5日以内とする。
- (2) 学校インターンシップは、原則として対象者の出身校で実施するものとする。ただし、他県出身者や希望する教科等が出身校にない場合、また、調整により他の学校へ割り振る場合、その他特別の事情がある場合は、その限りではない。
- (3) 実施期間は、令和8年8月下旬から令和9年2月末日までの期間で、学校インターンシップを実施する学校（以下「実施校」という。）の受入可能な期間及び期日とする。

4 希望申込

- (1) 大学等は、令和8年5月18日（月）までに宮城県教育委員会に別紙の実施希望一覧表を提出する。
- (2) 提出先は、宮城県教育庁教職員課育成・免許班担当とする。

5 実施計画とその調整

宮城県教育委員会（担当：教職員課育成・免許班）は、大学等から希望のあった実施校、期間及び人数により実施校等と調整し、結果を令和8年7月上旬までに申請のあった大学等に通知する。

6 調整の方法

- (1) 大学等から申請のあった実施期間及び対象者の人数が、実施校において受入可能であるときは、希望どおり割り振る。
- (2) 希望する実施校において実施期間及び対象者の人数が調整の範囲を超過したときは、受入可能な他の期間や他の学校へ割り振ることがある。

7 体験内容

学校インターンシップの参加者（以下「参加者」という。）が学校インターンシップで行う体験内容は、教員の指導補助及び業務補助とする。指導補助については、担当教員とともに行い、業務補助については、軽易な業務の範囲を原則とする。また、観察等を含めることとする。

8 事前説明会

参加者は、7月下旬に宮城県教育委員会がオンラインにより実施予定の事前説明会を受講する。

9 大学等の対応

- (1) 実施要項を踏まえ、学生に参加希望を集約し、提出期限までに、宮城県教育委員会に「希望一覧表」【様式1】を提出する。実施校の調整による決定通知後に「参加者名簿」【様式2】を提出する。
- (2) 決定通知後、辞退等が出た場合には宮城県教育委員会へ速やかに「変更届」【様式3】を提出する。
- (3) 参加者に十分な事前指導を行う。
- (4) 参加者の保険等について、大学は、インターンシップに対応した賠償責任保険及び傷害保険等に加入することを促すこととする。
- (5) 参加者がやむを得ず欠席する場合には、参加者から連絡を受け、大学等担当者が速やかに実施校に連絡する。

10 参加者の責務

- (1) 事前学習を十分に行う。
- (2) 実施校の指示に従うとともに、事故のないよう十分に注意を払う。
- (3) 学校インターンシップにより知り得た情報を実施校の許可なく他に知らせてはならない。活動が終了した後においても同様とする。
- (4) インターンシップに対応した賠償責任保険や傷害保険等に加入していない場合は加入することとする。
- (5) 原則として、実施校への移動手段として自家用車は使用しない。
- (6) 実施校の行事等に参加する場合、必要な経費を負担することがある。
- (7) 昼食は各自準備する。ただし、給食のある学校にあっては、参加者が実施校に相談することとし、給食の費用は参加者が負担する。
- (8) その他、実施校で必要とされることは、事前に実施校と調整・準備する。
- (9) やむを得ず欠席する場合には、速やかに大学等担当者に連絡する。

11 教育事務所、市町村教育委員会及び学校長の役割

別紙「実施フロー」に基づき、別に通知する日までに小・中・義務教育学校にあっては市町村教育委員会を経由し教育事務所が、県立学校にあっては学校長が、実施可能日を宮城県教育委員会に報告する。

12 「こども性暴力防止法」への対応について

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が令和8年12月25日に施行されるが、令和8年1月に策定された「こども性暴力防止法施行ガイドライン」では、「実習生の取扱い」として、「実習計画において、原則として児童等と一対一にさせないことが位置づけられ、対象事業者においてそのような対応が可能であり、指導教員等の監督の下で児童等と接することが担保されている場合には、犯罪事実確認を行うことは求められない」とされている。

出身校等における学校インターンシップの実施校における対応方針については、宮城県教育委員会から別途通知する（教育実習や介護等体験における対応についても含む。）が、指導教員等の監督の下で児童生徒と接することとし、児童生徒と一対一にさせないよう留意すること。

学校インターンシップ体験活動内容例

	活動項目	(担当) 具体的内容
1 日 目	① 職員への紹介	(体験担当) 職員打合せでの体験者紹介 大勢の前で話す経験も貴重です
	② 児童生徒への紹介	(体験担当) 全校集会での体験者紹介
	③ (講話) 学校の教育活動	(体験担当) 学校の特徴、教育活動全般の紹介 守秘義務及び注意事項の確認
	④ (観察) 授業観察	(授業担当) 授業の観察 (授業の構成などを見る)
	⑤ (体験) 教諭の業務	(授業担当) 職員室での業務体験 (宿題、小テストの採点等)
	⑥ (観察) 業務観察 ※養護教諭	(養護教諭) 保健室運営の様子を観察
	⑦ (観察) 業務観察 ※栄養教諭	(栄養教諭) 業務の様子を観察
	⑧ (観察) 清掃指導	(クラス担当) 清掃活動とその指導を観察 インターン前半は観察が中心 となると思われます この機会に学校全体を俯瞰 することができます
2 日 目	① (観察) 登校指導	(クラス担当) 登校指導の観察 勤務時間等の範囲内……
	② (観察) 授業観察	(授業担当) 授業の観察 (発問のポイントを見る)
	③ (観察) 保健室運営	(養護教諭) 保健室運営の説明を含めて観察
	④ (体験) 業務体験 ※養護教諭	(養護教諭) 環境整備、水質チェック、洗濯等の業務補助
	⑤ (体験) 業務体験 ※栄養教諭	(栄養教諭) 掲示物・お便り作成 実際に手を動かしてみるの も良い経験になります
	⑥ (観察) 給食指導	(栄養教諭・クラス担当) 給食指導の観察 児童生徒と会話できるチャン スでもあります
	⑦ (体験) 清掃指導補助	(クラス担当) 清掃活動とその指導補助
	⑧ (体験) 授業準備の実際	(授業担当) 授業準備の補助 ○付けなどからポイント が見えることもあります ここに「授業の観察」を多く 記載していますが、教科や 学年にかかわらず様々な 授業を見ることができ るのもインターンならでは です
3 日 目	① (体験) 登校指導	(クラス担当) 登校指導の体験、声かけ
	② (体験) 朝の会・SHRの補助	(クラス担当) 朝の会・SHRの補助
	③ (観察) 授業観察	(授業担当) 授業の観察 (机間指導のポイントを見る)
	④ (観察) 別室登校	(クラス担当) 別室登校の支援体制を見る
	⑤ (体験) 業務体験 ※養護教諭	(養護教諭) 熱中症指数の測定・周知、湯たんぽ準備
	⑥ (体験) 業務体験 ※栄養教諭	(栄養教諭) 巡回時の声掛け、配膳・下膳での声掛け
	⑦ (観察) 給食指導	(栄養教諭・クラス担当) 給食指導の観察 食育がどのように行われ ているか知るチャンスです
	⑧ (意見交換) 教室経営の実際	(クラス担当) 教室掲示、経営の視点を知る 資料がなくても情報交換は 貴重な時間となります
	⑨ (観察) 部活動観察	(部活動担当) 部活動運営を観察
4 日 目	① (体験) 学校事務・庁務の実際	(事務担当) 学校事務・庁務の作業補助 チーム学校として様々な 業務が行われていることを 知るチャンスです
	② (体験) 授業補助	(授業担当) 授業の補助 (机間指導の補助等)
	③ (体験) 業務体験 ※養護教諭	(養護教諭) 掲示物作成、清掃用具点検
	④ (体験) 給食指導補助	(栄養教諭・クラス担当) 給食指導の補助
	⑤ (観察) 特別支援教育	(特支学級担当) 特別支援教育観察 子供一人一人の教育的ニ ーズに応じた教育がどのよ うに行われているか知る ことができます
	⑥ (観察) 学級活動	(クラス担当) 学級活動の観察
	⑦ (観察) 委員会活動	(委員会担当) 委員会活動の観察 児童生徒の授業のときは違 った側面を見ることができます
	⑧ (意見交換) 特別支援教育の実際	(特支学級担当) 特別支援教育の視点を伺う
5 日 目	① (体験) 授業補助	(授業担当) 授業の補助 (教科指導の補助等)
	② (体験) 学級活動	(クラス担当) 学級活動の補助
	③ (体験) 給食指導補助・交流	(栄養教諭・クラス担当) 給食指導の補助 学校行事がある場合、職員 がどのように動くのか見る チャンスです
	④ (体験) 学校行事の準備	(学校行事担当) 学校行事の準備補助
	⑤ (意見交換) まとめ	(体験担当) インターンシップの振り返り

※ 上記は体験内容の一例で、かつ便宜的なものです。①②……は時間割の時間と関係なく記載しています。

給食の有無、部活動の有無、行事の有無等、様々な学校事情があるため、上記内容を全て盛り込む必要はありません。また、ここに記載したものの以外のもを実施したり、同内容のものを複数回実施したりしても構いません。

出身校等における学校インターンシップ Q&A (令和8年4月1日現在)

1 目的(実施要項1) 関係

Q1 学校インターンシップの目的にある「採用時に求められる資質能力」とはどのようなものですか。

A1 県教育委員会では、教諭及び栄養教諭は、「みやぎの教員に求められる資質能力」として、「授業力」「生徒指導力」「子供理解」「学校を支える力」「教育への情熱」「たくましく豊かな人間性」「自己研鑽力」の7つを、養護教諭は、「保健管理力」「保健教育力」「健康相談及び保健指導力」「子供理解」「学校を支える力」「教育への情熱」「たくましく豊かな人間性」「自己研鑽力」の8つを、教員の育成指標として策定しています。

また、それぞれ教職経験年数に応じて5つの成長段階を設定し、新規採用時は第0期として、基礎的な知識と技能及び基本的な力量が求められることになります。

詳しくは、宮城県教育庁教職員課(以下「教職員課」という。)のホームページにある「みやぎの教員に求められる資質能力」をご覧ください。

2 対象(実施要項2) 関係

Q1 対象学年に決まりはありますか。

A1 特に制限はありません。実績としては1、2年生が多くなっていますが、3、4年生も一定数います。

Q2 私立学校出身者の場合は対象となりますか。また、県外の学校出身者の場合はどうですか。

A2 いずれの場合も、仙台市を除く県内の公立学校の教員を志す者であれば対象になり得ます。ただし、県内の公立学校出身者が申込みした場合、そちらが優先されることがあるので、調整が出てくる可能性があります。

Q3 個人で申し込むことはできますか。

A3 個人での申込みはできません。全て大学等を通して申し込むことになります。(科目等履修生を含む。)

3 調整の方法(実施要項6) 関係

Q1 受入や実施期間はどのようにして決めるのですか。

A1 大学等を通して第3希望までの希望が出されたものを、教職員課でとりまとめ、仙台市立学校を除く市町村立学校(以下「市町村立学校」という。)の場合は市町村教育委員会経由で学校に、県立学校の場合は直接学校に、受入を依頼します。各学校では、学校行事や定期考査などの予定を勘案して「第何希望で受入可」などを検討していただき、市町村立学校の場合は市町村教育委員会、各教育事務所経由で教職員課に、県立学校の場合は直接教職員課に、ご報告いただきます。

集まった情報を教職員課が集約し、学校としての受入可能人数超過や担当教諭不在などの受入が難しい状況が生じた場合は、市町村立学校の場合は当該市町村教育委員会や他の市町村教育委員会に、県立学校の場合は直接当該学校や他の学校に、また大学を通して希望者に、それぞれ教職員課から連絡し、実施時期や実施校などのすり合わせを行うことになります。

それが完了したら、各大学に参加者の連絡先を提出していただき、教職員課で集約した後、市町村立学校の場合は市町村教育委員会経由で学校に、県立学校の場合は直接学校に、連絡先情報を含めて決定通知を発送します。

各学校には、例年、8月下旬から9月の希望が多いため、複数大学から複数名の希望が出される可能性があります。可能な範囲内で是非受入れていただくようお願いします。

Q2 各大学からの同一実施希望校かつ同一期間における希望人数が、なぜ最大2名なのですか。

A2 たとえば、最大人数を設定しない場合、A 小学校の9月1日~5日の希望が P 大学から4名出され、Q 大学からも同様の希望が出されたとき、A 小学校としては同時期に8名の受入を検討することになります。このことから、各大学からの同一校かつ同一期間における希望人数を限定しています。

4 体験活動内容(実施要項7) 関係

Q1 「教員の指導補助」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A1 担当教員の指示のもとで、教材、教具の準備や提示、行事の補助的業務などを行うことが想定されます。インターンシップは、担当教員等の授業を観察し、授業の構成や学習の流れ、児童・生徒の反応、学級経営などを観察できる機会であるとともに、教員の仕事を体験的に理解する場と捉えています。

なお、Q2 とも関連しますが、年度当初の実施通知に各学校には体験活動内容例も添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

Q2 業務補助における「軽易な業務」とは、具体的にどのようなものを指しますか。

A2 担当教員の指示のもとで、答案の採点の補助、宿題等へのコメント記入、児童生徒と共に給食の準備や清掃指導の補助などが想定されます。

基本的には各学校の判断で指示することになりますが、各学校には、本事業の趣旨を踏まえ、児童生徒と人間関係を築く機会を設けるなど、可能な限り多様な場面を用意していただくようお願いします。

Q3 「学校インターンシップ体験活動内容例」の中で、まとめや振り返りについての記載がありますが、具体的にはどのようにすればよいですか。

A3 体験活動例はあくまでも一例なので必ずしも実施期間の中で行うべきものではありませんが、実施校から指示のあった場合、「体験記録」に、実施期間を通して考えたこと、感じたことなどを記載してください。また振り返りの部分は「みやぎの教員に求められる資質能力」の一部の要素をまとめたものです。参加者自身の思いを記載するとともに、学校担当者等からアドバイスを受けるなどすると、その後の学習に効果的だと考えます。

また、「体験記録」には、実施学校担当者と所属大学担当者の確認欄があります。必ず使用しなければならぬものではありませんので、活用方法について、参加者と実施学校担当者、また参加者と所属大学担当者との間で、あらかじめ打合せをしておくと思います。

なお、別の様式等により報告が求められた場合には、大学の様式を使用してください。

5 事前説明会（実施要項8）関係

Q1 説明会はどのように開催されますか。

A1 オンデマンド方式で実施予定です。詳細は7月上旬に大学宛て発出予定の決定通知に案内を添付しますので、そちらをご確認ください。

6 大学等の対応（実施要項9）関係

Q1 実施期間中に事故等が生じた場合の対応はどうなるのでしょうか。

A1 各学校には、事前、もしくは実施期間中の早い段階で、参加者に緊急時の動きを指示するようお願いします。また、各大学には、状況が判明し次第、速やかに実施校と情報共有するようお願いします。

7 参加者の責務（実施要項10）関係

Q1 学校への移動方法はどのようになりますか。

A1 基本的には、徒歩、自転車、公共交通機関となります。これに拠り難い場合は実施校に相談し、指示に従うこととなります。いずれにしても、安全管理に十分に注意してください。

Q2 不注意で事故を起こしてしまったときどうするかという心配があります。

A2 参加者は、インターンシップに対応した賠償責任保険及び傷害保険等に参加するものとします。なお、すでに加入している場合はそれで構いませんが、適用範囲にお気を付けください。

なお、事故発生時は、人命救助・安全確保を最優先とし、可及的速やかに教職員に指示を仰ぐものとします。その上で、速やかに大学担当者に状況を報告してください。

Q3 その他、参加者が児童生徒に対して注意することはありますか。

A3 学校では、教職員としての言動を心がけてください。また、児童生徒と一対一になること、電話番号やメールアドレス、SNSのID等の交換などは禁止です。その他、細かいことでも担当教員に相談してください。

8 教育事務所、市町村教育委員会及び学校長の役割（実施要項11）関係

Q1 学校インターンシップの実施に当たり、学生を評価する必要はありますか。

A1 必要ありません。学校や教職員の職務内容について体験的に学ぶことや職業観を育成することを主たる目的としており、できるだけ学校等に負担をかけずに実施したいと考えています。ただし、大学によっては、簡易な報告書等の作成や学校インターンシップ体験記録の内容確認を求める場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

9 「こども性暴力防止法」への対応について（実施要項12）関係

Q1 学校インターンシップの実施に当たり、「こども性暴力防止法」における犯罪事実確認を行う必要はありますか。

A1 実習における犯罪事実確認の必要性については支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすものであるかという観点から実習の実態に応じて判断されることとなりますが、学校インターンシップでは、指導教員等の監督の下で児童生徒と接することとし、児童生徒と一対一にならないことで、犯罪事実確認を行う対象とはならないこととしています。実施校においても、また学生自身においても、児童生徒と一対一にならないよう、留意してください。